

3 前二項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、第四十

一条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日においてその効力を失う。

(介護給付費及び訓練等給付費の支払委託に関する経過措置)

第十五条 施行日から平成十九年九月三十日までの間は、第二十九条第八項中「国民健康保険団体連合会

(以下「連合会」という。）」とあるのは「国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。）」その他

営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」と、第三十二条第六項中「連合会」とあるのは「連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」とする。

(障害福祉サービス事業の届出に関する経過措置)

第十六条 施行日において現に障害福祉サービス事業を行っている国及び都道府県以外の者(附則第十一条

第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を行う者を含む。)であつて、当該障害福祉

サービス事業に相当する事業に係る附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の三第一

項、附則第三十六条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六条第一項、附則第四十八条の規定に

よる改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三第一項又は附則第五十四条の規定に

よる改正前の知的障害者福祉法第十八条の規定による届出をしているものは、施行日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(事業の停止等に関する経過措置)

第十七条 施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第八十二条中「身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七」とあるのは、「身体障害者福祉法第二十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条の四若しくは児童福祉法第二十一条の二十五の二」とする。

(特定施設入所障害者に関する経過措置)

第十八条 附則第四十三条第一項又は第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十三条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。)は、障害者支援施設とみなして、第十九条第三項及び第四項の規定を適用する。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後、当分の間、第十九条第三項中「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は第五条第一項」とあるのは「若しくは第五条第一項」と、「定める施設に入所して」とあるのは「定める施設に入所し、又は同条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は同法」とあるのは「共同生活住居又は同法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

（支給決定障害者等に関する経過措置）

第十九条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第二項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者及び同法第十七条の三十二第四項の規定により同条第一項に規定する国立施設に入所している障害者並びに附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二第二項の規定により施設訓練等支

援費の支給の決定を受けている障害者については、厚生労働省令で定めるところにより、同日に、第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。ただし、当該障害者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者について、この法律の規定を適用する場合において必要な読替は、政令で定める。

(旧法指定施設に関する経過措置)

第二十条 附則第四十三条第一項又は第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十三条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者援護施設であつて、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日において附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下この条及び次条第一項において「旧法指定施設」という。）については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から同条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該旧法指定施設において行われる附則第三十七条

の規定による改正前の身体障害者福祉法第五条第二項に規定する身体障害者施設支援又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第五条第二項に規定する知的障害者施設支援に相当するサービス（以下「旧法施設支援」という。）を障害福祉サービスとみなし、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日、当該障害福祉サービスに係る第二十九条第一項の指定があつたものとみなす。

（旧法施設支援に関する経過措置）

第二十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から同条第五号に掲げる規定の施行の日の前日まで
の間は、市町村は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、前条の規定により第二十九条第一項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設（第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。次条において「特定旧法指定施設」という。）から、旧法施設支援（以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定旧法施設支援（厚生労働省令で定める量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費を支給する。

2 前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、指定旧法施設支

援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額）の百分の九十に相当する額とする。

3 第二十九条第四項の規定は、前項の規定により算定される介護給付費の額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定旧法受給者に関する経過措置）

第二十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に特定旧法指定施設に入所している附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第二項の規定による支給の決定又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二第二項の規定による支給の決定（以下この条において「旧法施設支給決定」という。）を受けて附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第一項の施設訓練等支援費又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の施設訓練等支援費を受けていた者（以下この条において「特定旧法受給者」という。）は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後引き続き当該特定旧法指定施設に入所

している間（当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に入所することにより当該一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園のそれぞれの所在する場所に順次居住地を有するに至った特定旧法受給者にあつては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に継続して入所している間を含む。）は、第十九条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該旧法施設支給決定を行った市町村が支給決定を行うものとする。

2 前項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園は、当該特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園の所在する市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

3 特定旧法受給者については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から同条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、同条第四号に掲げる規定の施行の日以後引き続き特定旧法指定施設に入所している間（当該特定旧法指定施設に係る第五十条第三項において準用する同条第一項の規定による指
定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の特定旧法指定

施設又は指定障害者支援施設等に入所した特定旧法受給者にあつては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に継続して入所している間を含む。）は、当該旧法施設支給決定を行った市町村は、当該特定旧法受給者を第十九条第一項の規定による支給決定を受けた障害者とみなして、当該特定旧法受給者が当該特定旧法指定施設（当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に入所した特定旧法受給者にあつては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等）から指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定旧法受給者に対し、当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。ただし、当該特定旧法受給者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

4 前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉

サービス等に要した費用の額)の百分の九十に相当する額とする。

5 第二十九条第四項の規定は、前項の規定により算定される特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 特定旧法受給者(支給決定障害者等であるものを除く。)は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から同条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第二十九条第二項、第五項及び第六項、第三十一条並びに第三十三条第一項の規定の適用については支給決定障害者等と、第三十四条第一項の規定の適用については支給決定を受けた障害者とみなす。

(障害者支援施設等に関する経過措置)

第二十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に障害者支援施設を設置している市町村について第八十三条第三項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に」とする。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十七条第三項又は社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出をしている附則第三十七条

の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下この項において「身体障害者福祉ホーム等」と総称する。）の設置者は、同日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなし、当該身体障害者福祉ホーム等を福祉ホームとみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に附則第二十七条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の三第一項、附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六条第一項又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十八条の規定による届出をして附則第二十七条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下この項において「障害児相談支援事業等」と総称する。）を行っている者は、同日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなし、当該障害児相談支援事業等を相談支援事業とみなす。

（施行前の準備）

第二十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百七条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、第十九条から第二十二條までの規定による支給決定の手續、第三十六条（第四十条において準用する場合を含む。）、第三十八条及び第四十条の規定による第二十九条第一項の指定の手續、第五十九条の規定による第五十四条第二項の指定の手續、第七十九条第二項の届出、第八十八条の規定による市町村障害福祉計画の策定の準備、第八十九条の規定による都道府県障害福祉計画の策定の準備その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（児童福祉法の一部改正）

第二十五条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「一第九条」を「・第九条」に改め、「医療の給付」を削り、「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改める。

第四条に次の一項を加える。

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

第六条の二第二項中「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童（以下「障害児」という。）を「障害児」に改める。

「第一節 療育の指導、医療の給付等」を「第一節 療育の指導等」に改める。

第二十条から第二十一条の五までを次のように改める。

第二十条から第二十一条の五まで 削除

第二十一条の八中「扶養義務者」の下に「（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十一条の九第二項を次のように改める。

療育の給付は、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給とする。

第二十一条の九第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、同条第四項中「第二項第一号」を「第二項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第八項において準用する第二十一条」を「次条」に、「第二項第一号」を「第二項」に改め、同条第八項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の医療は、次に掲げる給付とする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 移送

第二章第一節中第二十一条の九の二を第二十一条の九の六とし、第二十一条の九の次に次の四条を加える。

第二十一条の九の二 指定療育機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第二項の医療を担当しなければならない。

第二十一条の九の三 指定療育機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としな

いときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第二十一条の九の四 都道府県知事は、指定療育機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定療育機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

指定療育機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指定療育機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

都道府県は、指定療育機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第二十一条の九の五 都道府県知事（厚生労働大臣が指定した指定療育機関にあつては、厚生労働大臣又

は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務（都道府県知事が指定した指定療育機関に係るものに限る。）について、児童の利益を保護する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第五十条第四号を次のように改める。

四 削除

第五十条第五号の二中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改める。